

固定資産税特例などの税制支援が受けられる！ 先端設備等導入計画策定しませんか？

先端設備等導入計画とは？

生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。認定を受けた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。このたび固定資産税特例が見直しされました。

固定資産税特例措置を受けるには？

自治体によって対象が異なる場合があります！

※その他、詳細については各自治体のホームページなどでご確認ください



対象が確認

条件を満たしているかどうかまずは当事務所までご確認ください。

・経営革新等支援機関と
先端設備等導入計画を作成
・賃上げ表明

市区町村へ
計画書を提出

先端設備等導入計画の
認定を受ける
固定資産税の特例を受けるためには**必ず設備取得をする前に**、先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

令和7年税制改正により2年延長！

- 生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした固定資産税の特例措置の適用期限が**2年延長**されます。
- 賃上げを後押しするため、対象資産が「雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた計画」に基づき取得する資産に**限定**されます。

「賃上げ表明」が必要となります！



区分	現行	改正案
対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等	
取得時期	令和7年3月31日まで	令和9年3月31日まで
適用要件	年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された設備 投資計画は「認定経営革新等支援機関」の確認が必要	
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ●機械装置（160万円以上） ●測定工具・検査工具、器具備品（各30万円以上） ●建物附属設備（60万円以上） ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く	
課税標準	雇用者給与等支給額を引き上げの方針を計画に位置付けた場合	3%以上引上げ
		1.5%以上引上げ
	上記以外	
	4年間または5年間： 価格×1/3に	5年間：価格×1/4に
	3年間：価格×1/2に	3年間：価格×1/2に
		(対象外)

この機会に設備投資を通じて**生産性の向上、賃上げを実施**されてはいかがでしょうか？

申請について当事務所でも支援をしておりますので、ぜひ一度ご相談ください！



田中税務会計事務所（認定経営革新等支援機関）

TEL:03-5771-5373 MAIL:m-tanaka@leeking.co.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂8丁目6番13号 新坂マンション504

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲
ご視聴できます